

財政状況等一覧表（平成17年度）

南富良野町

1. 一般会計および特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）（百万円）

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	積立金現在高		
							財政調整基金減債基金	その他特定目的基金	備荒資金(超過分)
一般会計	3,681	3,674	6	6	6,122	1	548	573	875
普通会計	3,681	3,674	6	6	6,122	1	548	573	

2. 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）（百万円）

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
国民健康保険事業特別会計	395	376	19	19		59	
老人保健特別会計	392	381	11	11		23	
介護保険特別会計	204	190	14	14		40	
介護サービス事業特別会計	276	276	7	7	34	33	
指定介護老人福祉施設	205	203	7	7		1	
老人短期入所施設	15	16				3	
老人デイサービスセンター	56	57			34	29	
簡易水道事業特別会計	172	173	2	2	1,044	81	
公共下水道事業特別会計	196	196	3	3	1,041	79	

（注）歳入の金額には、前年度からの繰越金を含まないため、歳出を差し引いた額と形式収支の金額は一致しません。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況（百万円、%）

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	積立金現在高	当該団体の負担割合	備考
富良野地区消防組合	783	771	12	12	53		23.9	
富良野地区環境衛生組合	338	333	5	5	2,260		6.0	
富良野広域串内草地組合	92	91	1	1	179		21.9	
上川教育研修センター	34	32	2	2		17	1.27	

4. 第三セクター等の経営状況および地方公共団体の財政的支援の状況（千円）

	経常損益	資本又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
南富良野町振興公社	13,191	24,003	23,250					

5. 財政指数（%）

財政力指数	0.138	実質収支比率	0.3
実質公債費比率	12.6	経常収支比率	83.5
ラスパイレス指数（H18.4.1現在）	93.4	標準財政規模（百万円）	2,450.2

地方公共団体の行財政運営は、地方分権の進展に伴い、住民に対する説明責任を果たしていくことが求められています。国から交付される地方交付税の削減などにより財政状況が極めて厳しい中、住民皆様のご理解とご協力を得ながら健全な財政運営を進めていくことが重要です。これまでも地方自治法に基づく決算や財政状況の公表に努めてきたところですが、今後の公会計改革や再生法制などを視野に入れ、公営事業会計の状況や第三セクターなどの経営状況と財政援助の状況も含めた、総合的な財政情報を全国共通の様式によりお知らせします。（総務課財政係 ☎52 2112）

用語の説明

区分	説明
一般会計	福祉・教育・土木・衛生など町の基本的な施策を行うための会計です。主な収入には、町税・使用料・地方交付税・国庫支出金などがあります。
普通会計	下記の公営事業会計以外の会計をまとめたものをいい、我が町では一般会計がこれにあたります。
特別会計	法律で設けることが決められている国民健康保険事業特別会計や老人保健特別会計、介護保険特別会計などの事業会計のほか、町が独自に設けている介護サービス事業特別会計や簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計がこれにあたります。
公営事業会計	法律で特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、我が町では、6つの特別会計全てがこれにあたります。
公営企業会計	公営企業会計には、地方公営企業法を適用し民間企業と似た経理を行う法適用企業と一般会計と同様の経理を行う法非適用企業があります。我が町では、公営事業に該当する特別会計のうち介護サービス事業特別会計や簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計がこれにあたり、全て法非適用企業です。
形式収支	各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。
実質収支	形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた額をいいます。翌年度への繰越財源とは、複数年度に渡って執行する継続費の繰越額や年度内に支出が終わらなかった繰越明許費の翌年度繰越額のことをいいます。
財政力指数	基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値をいいます。この数値が大きいほど財政力が強いといえます。
基準財政収入額	普通交付税を算定するうえで、国が考える標準的な状態で収入が見込まれる税収入を一定の方法で算出した額をいいます。
基準財政需要額	普通交付税を算定するうえで、国が考える合理的かつ妥当な水準で行政を行い、または施設を維持するために必要な経費を算定した額をいいます。その町の人口や面積、学校数、道路の延長などを基に人口密度や積雪の度合いなどを加味してきめ細かく算定されるもので、交付税の削減は、主にこの需要額の算定に用いる単価の引下げなどによって行われています。
実質収支比率	標準財政規模に占める実質収支額の割合をいいます。実質収支が赤字の場合の実質収支比率は赤字比率ともいい、赤字比率が20%以上の赤字団体は、国に財政再建計画を提出して再建に取り組む場合でなければ、建設事業などの財源に充てる地方債を発行することができなくなります。
標準財政規模	標準的な状態で収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準的な税収入額などに普通交付税を加えた額をいいます。我が町は面積が広いうえに集落が分散していることから、人口に比べて学校や公民館などの数が多く、国が考えている標準的な状態よりも予算規模が大きくなっています。
実質公債費比率	公債費（地方債の元利償還金）などを標準財政規模などで除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。この値が18%以上の団体は、地方債を発行する際に国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。
一般財源	使い道が指定されない町税や地方交付税、地方譲与税、自動車取得税交付金、地方消費税交付金などのことをいいます。
経常一般財源	一般財源から歳入不足額を補うために取り崩した普通財産基金や寄附金などの臨時的な収入を除いたもので、毎年度経常的に収入される財源のことをいいます。
経常収支比率	経常一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充てられたものが占める割合をいいます。財政構造の弾力性を表すもので、この比率が大きいほど財政状況が硬直化しているといわれます。
ラスパイレス指数	国家公務員の給与を100とした場合の町職員の給与水準を指数で示したものです。